

津幡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年9月12日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請受付期間
- (4) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (5) 選定の基準
- (6) 管理の基準
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (9) その他町長が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他町長が別に定める書類

(選定方法等)

第4条 町長は、前条の規定による指定の申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、

総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。
- (5) その他町長が別に定める事項
(公募によらない選定等)

第5条 町長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると認めるときは、第2条の規定による公募によらず、町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 町長は、前項の規定により選定するときは、当該出資団体等に第3条に規定する申請書及び添付書類の提出を求め、前条各号の選定の基準に照らし、総合的に判断するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 町長は、第4条又は前条の規定により選定した団体について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該団体を指定管理者に指定するものとする。

2 町長は、前項の規定による指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項

- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に事業報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び理由
- (3) 使用料又は利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他町長が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 町長は、指定管理者が前条に規定する指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による指定管理者の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責を負わない。

(原状回復の義務)

第11条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。

ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(選定委員会)

第12条 町長の附属機関として、次の各号に掲げる公の施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める津幡町公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(1) 一般的な公の施設 次に掲げる者をもって4人以内で組織する選定委員会

ア 知識経験を有する者

イ 副町長

(2) 指定手続等において規則で定める特殊な事項を審査する公の施設 次に掲げる者をもって5人以内で組織する選定委員会

ア 専門的な知識を有する者

イ 副町長

ウ その他町長が適当と認める者

2 選定委員会の委員は、町長が委嘱又は任命する。

3 選定委員会は、町長の諮問に応じ、第4条及び第5条の規定による指定管理者の選定及び指定管理者の管理運営に関し必要な事項について審査する。

4 委員の任期は、当該諮問に係る審査が終了するまでの間とする。

(損害賠償の義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める額を賠償しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第14条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 指定管理者は、公の施設の管理に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定を取り消された場合も同様とする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第15条 津幡町教育委員会が所管する公の施設に係るこの条例の適用については、第2条から第12条まで及び第17条の規定中「町長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(適用範囲)

第16条 この条例の規定は、公の施設について指定管理者制度の円滑な導入及び指定管理者に

よる施設の適切な管理に資するため、あらかじめ指定管理者の候補者を選定する準備行為が必要な場合として規則で定めるときは、設置を予定している公の施設及び既存の公の施設で指定管理者による施設の管理を予定しているものについても適用する。

- 2 前項の規定によりあらかじめ指定管理者の候補者を選定した場合は、指定管理者の指定を受ける前に選定委員会の審査を受けなければならない。ただし、委員長の承認を得た場合は、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。